

については、再就職や転職支援など労働移動を促すための施策を講じつつ、特に業況が厳しい企業などに配慮しつつも、速やかに見直していくべきである。〔資料Ⅱ－1－59 参照〕

③ 雇用保険財政

コロナ禍においては、雇用保険臨時特例法により、雇用調整助成金等の一部を一般会計で負担するとともに、失業等給付の積立金からの借入や一般会計から失業等給付への任意繰入を規定するなど、財源手当について異例の対応を行ってきた。〔資料Ⅱ－1－60 参照〕

足もとの失業等給付の保険料率は、平成 29 年度（2017 年度）以降、本則の 0.8%から暫定的に 0.6%へと引下げられ、さらに積立金が十分な水準にあったこと等から、令和 3 年度（2021 年度）末まで 0.2%に引き下げられている。積立金は、令和 2 年度（2020 年度）当初の 4.5 兆円から令和 3 年度（2021 年度）末（2 年度（2020 年度）決算反映後見込）の 0.4 兆円まで急激に減少しているが、そのうち雇用調整助成金の特例（二事業への貸出等）による減少分は 1.6 兆円であり、残りの 2.4 兆円は失業等給付の収入が支出を下回っていることによるものである。したがって、新型コロナ特例を理由とする雇用保険財政の悪化分も小さくないが、新型コロナが拡大する前から収入が大きく不足する状態であったと言える。

〔資料Ⅱ－1－61 参照〕

足もと、失業等給付について国庫負担割合を本則の 25%から 2.5%に引き下げており、政労使がそれぞれ応分の負担をすべきとの考えの下、国庫負担割合を引き上げるべきとの議論もなされる。しかし、国庫負担割合については、社会保険制度における雇用保険制度の相対的な位置付けを踏まえる必要がある。具体的には、①我が国の社会保障制度は、自助・共助・公助の最適な組合せに留意して形成すべきとされており、国民皆保険・皆年金に代表される共助⁷³としての社会保険制度が基本であり、国の責務としての最低限度の生活保障を行う公的扶助等の「公助」は自助・共助を補完するという位置づけとされていること、②社会保険制度への公

⁷³ 「社会保障制度改革国民会議報告書」（平成 25 年 8 月）においては、「自助の共同化」と表現。